

視聴覚教材等の貸出しについて

- 1 貸出を希望する市町村等関係機関は、事前に電話又はメールにて、貸出が可能かどうか確認の上、借用書を提出してください。
- 2 視聴覚教材等の受け取り方法は、「手渡し」と「郵送」が可能です。どちらかを選択してください。
- 3 貸出の際にかかる送付費用は、自治研修協議会が負担しますが、返納にかかる送付費用は、市町村等関係機関に負担をしていただくこととなりますのであらかじめ御了承ください。
- 4 教材を郵送等により返納する場合は、紛失・破損等に対応できるよう、配達状況が把握できる送付方法（ゆうパック・宅配便等）をお願いします。
- 5 返納までに紛失・破損したときは、弁償していただく場合もありますので、教材等の取り扱いには御注意ください。
- 6 借用書の返却予定日は、自治研修所に着く日付を記載して下さい。返却日に遅れますと、次に貸出予定の市町村等関係機関への貸出へ影響しますので、ご協力をお願いいたします。
- 7 貸出期間は原則2週間となります。
- 8 不明な点は、自治研修所研修課 市町村職員研修担当まで、御連絡ください。

【連絡先】

〒310-0802

水戸市柵町1-3-1

茨城県自治研修所 研修課 市町村職員研修担当

TEL 029-303-1326